

＝ 普 及 情 報 ＝

No. 5

令和6年7月1日

隠岐支庁 農林水産局 農業振興部

標 題

「農業法人等説明会」に隠岐の島町地域人材づくり事業協同組合が初参加！

(ダイジェスト)

令和6年6月25日に県立農林大学校で開催された「農業法人等説明会」に、隠岐の島町地域人材づくり事業協同組合が初めて参加しました。農業法人等への雇用就農を考えている、或いは雇用経由での自営就農を目指している農業科の学生さんに、事業協同組合で安定的に雇用されながら、一定のサイクルで組合員の事業へ派遣されるマルチワークスタイル（例：春と秋は農林業、観光シーズンの夏は宿泊・観光業、冬は酒造会社）での働き方提案を行いました。今後も、事業協同組合との連携を継続し、離島の主要産業を支える若い力を呼び込むことで、新規就農や半農半Xによる担い手確保につなげていきます。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業に関する法律（令和元年法律第64号）に基づき、昨年5月に設立された隠岐の島町地域人材づくり事業協同組合は、県内14の知事認定の中では10番目、隠岐諸島の中では4番目に設立されました。設立当初は、4組合員（農業参入企業による畜産、宿泊・観光業者2、酒造会社）でしたが、令和6年1月中旬に組合員を増やす為、加入説明会が開催されました。その結果、現在、1次産業である農林水産業が6（内訳：農業は畜産2と水稻2の計4、林業は2）と宿泊・観光業者4と酒造会社と商工会を含む12組合員にまで組織が拡大しました。

さらに、この4月からは、東京で映像・編集の仕事をしていた韓国出身の地域おこし協力隊員が、事業協同組合に着任しています。組合員数の増加とバランスを取りながら、派遣できる人材の確保が進められており、設立1年目は2名の派遣でしたが、設立2年目となる今年度はプラス4名の計6名が、来年度以降は毎年2名の採用が計画されています。早速、この4月から6月まで、旧五箇村の農業公社を前身とする約45ha規模の農事組合法人に2名のIターン者（40代の男性と女性）が派遣されました。

さて、当日の説明会では、ブースを訪れてくれた学生さんに対して、地域おこし協力隊員がこの農事組合法人に派遣された男性へのインタビューを通じて、作成・編集をした短い動画をタブレットで視聴してもらいました。〔例：Q. 事業協同組合に就職した理由は？ 初めて経験する農作業の内容は？ A. 水稻の育苗管理や（ある意味、一番大変な作業とも言える）畦畔の草刈り・用水路の整備、圃場の水管理など〕

その結果、十数名の学生さんに、マルチワーカーとして働くことの魅力を分かり易く伝えることが出来ました。（例：半農半蔵人として！ 宿泊・観光業者が組合員にいますので、農業の6次産業化のノウハウが学べる。その人脈づくりも可能など）

最期に、事業協同組合の組合員には、次世代人材の育成・確保が課題の農業法人もいるので、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、島内外からの人材確保の活動を進めます。